

福祉サービス 利用援助事業

Q & A



③ 郵便物の確認や手続き

市役所などからきた手紙を確認し、手続きが必要なときはそのお手伝いします。

④ 通帳等の預かり

通帳や印鑑、書類などをご要望により、預かることができます。

※預かる通帳の上限額は、50万円となっています。

Q 具体的な

援助の内容は？

A ① 福祉サービスの利用援助

介護保険などの福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、わからないことを説明したりします。そして、利用ができるよう、事業者との契約のお手伝いをします。

② 日常生活の金銭管理

毎日の生活に必要なお金を金融機関で引き出したり、電気やガスなどの公共料金や家賃、福祉サービスの利用料などの支払いをお手伝いします。

Q どんな人が利用できるの？

在宅で生活をされている判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などです。

障がい者手帳がなくても利用できますので、ご相談下さい。

家族と一緒に生活されている方や、グループホームやケアハウスなどにお住いの方も利用できます。

Q 利用料金は必要ですか？

A 栄栗市の場合は、社協が利用料を負担していますので、無料です。

ただし、金銭管理などの支援をする上で必要な交通費（ガソリン代等）は、ご負担いただきます。

Q どうすれば、利用できますか？

A 利用のながれ



① まずは社会福祉協議会にご連絡ください。どなたからでも相談いただけます。

② 支援専門員が訪問し、お困りのことをお聴きします。

③ どういった支援が必要かを一緒に考え、支援計画を立てます。

④ 支援計画を了承いただければ、社協と契約をしていただきます

⑤ 支援計画に沿って、生活支援員が援助します。



福祉サービス利用援助事業についての
お問い合わせ、ご相談は

栄栗市社会福祉協議会
☎ 72-8787

ポイント1

支援専門員と 生活支援員

どちらも福祉サービス利用援助事業を担当する社協職員です。

支援専門員は、契約前にご自宅まで訪問し、お困りのことをお聴きしたり、支援計画の作成や契約を行います。
生活支援員は、契約後、支援計画に沿って、支援します。

ポイント2

成年後見制度

成年後見制度は、自分で財産管理をすることが難しい方に代わり、裁判所が選任した「後見人」等が、契約などの法律行為や財産管理を行い、本人の生活を支援する制度です。

判断能力が不十分な方を支援する「法定後見制度」と、判断能力が十分なうちに、将来判断能力が低下したときに備えて後見人を決めておく「任意後見制度」があります。

福祉サービス利用援助事業の利用者が、本人の意思が確認できないほど判断能力が低下した場合は、この制度への移行が望まれます。

読者の
感想より

いきいきライフいつも楽しみにしています。社協の皆さん、これからも頑張ってくださいね。
(千種町 女性)